

## 発生した企業不正の発覚要因の分析

埼玉大学大学院生 橋本武敏

企業で発生する不正・不祥事には、事故、システム障害のように発生すると速やかに発覚するケースが多いものもあるが、談合・カルテル、着服・横領等にみられるように、多くの場合は、発生しても一定期間発覚しない。このため、不正・不祥事を収集したデータベースには、主として最近発生した事案が未発覚のため収集されずに欠測値となる形のバイアスが存在する。この問題は、Poirier(1980)、Feinstein(1990)らにより Partial Observability の問題として指摘された。それらによると、未発覚事案があるにもかかわらず全ての不正・不祥事は発覚済みと仮定して統計的分析を行うことは、不正・不祥事の発生率を過小評価するなど不適切な分析結果に繋がる危険があるが、未発覚事案の発覚率に関連したデータにより統計的に補正が可能である。

不正・不祥事の発覚要因を取り扱った先行研究は、米国企業を対象にしたものが数例みられるが、財務指標の影響を分析した研究が多く、コーポレートガバナンスの観点から発覚要因を分析した研究は少ない。これは、米国の場合、取締役会の機関構成といったコーポレートガバナンスのあり方には、既にある程度のコンセンサスが成立していて、企業間で大きな相違がみられないことも一因と考えられる。一方日本では、取締役会の機関構成だけを見ても、監査役会設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社の3種類があり、社外取締役・独立取締役の役員に占める割合、役員報酬の決定方法、個別開示の有無等、コーポレートガバナンスのあり方に企業間で相違が大きい。

本報告では、日本の上場企業で発生した不正・不祥事について、その発覚を早める要因、遅らせる要因を、コーポレートガバナンスの在り方の面から分析した。その結果、取締役に占める社外取締役（特に独立取締役）の比率を高めることは、不正・不祥事の発覚を早める効果があることが認められた。また、取締役会の機関構成を監査役会設置会社から指名委員会等設置会社等に変更する、取締役に業績連動報酬制度を導入する、株主総会招集通知を英文でも作成するなど株主の議決権行使を助ける措置を講じる等の取り組みも、不正・不祥事の種類によりばらつきはみられるものの、不正・不祥事の発覚を早める効果が認められた。その一方で、監査役・監査委員の比率を高めることには、不正・不祥事の発覚を早める効果は認められず、むしろ発覚を遅らせる効果がみられた。更に、個別の報酬開示が義務付けられるような高額報酬（年間1億円以上）の取締役が存在する企業も、不正・不祥事の発覚が遅くなるとの分析結果が得られた。

上記の結果は、近年日本で進められている所謂“コーポレートガバナンス改革”に、不正・不祥事の早期発覚の面から、一定の効果があることを示す。その一方で、監査役・監査委員のあり方、高額報酬の是非については、改善・検討の余地があることも示す。